入所順位の評価基準（入所指針３（３）関係）

**１．要介護度・日常生活自立度**（単位：点）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 日常生活自立度(認知症） | | | | | |
|  |  | M | Ⅳ | Ⅲ | Ⅱ | Ⅰ | なし |
| 要介護度 | 5 | 30 | 30 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 4 | 30 | 30 | 25 | 20 | 20 | 20 |
| 3 | 30 | 25 | 20 | 15 | 15 | 15 |
| 2 | 20 | 20 | 10 | 5 | 5 | 5 |
| 1 | 15 | 15 | 10 | 5 | 5 | 5 |

**２．在宅サービスの利用度**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 2点 | 5点 | 8点 | 10点 |
| 在宅サービス限度額割合 | 30％未満 | 30～49％ | 50～59％ | 60%以上 |

※病院・施設等の入院・入所者は、上記に関わらず８点とする。

**３．介護者等の状況**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 0点 | 3点 | 4点 | 6点 |
| ①主たる介護者の年齢 | ６０歳未満 | ６１～70歳 | ７１～75歳 | 76歳以上 |
| ②介護者が障害や疾病 | 無し | 介護可能 | 多少困難 | 介護困難 |
| ③介護の就労 | 無し | 4時間未満 | ４～7時間 | 8時間以上 高齢等で就労不能 |
| ④他の要介護者 | 無し | 要支援 | 要介護１ | 要介護2以上 |
| ⑤介護者の育児・家族の病気 | 無し | 随時育児看病 | 半日育児看病 | 常時育児看病 |
| ⑥介護者の介護の関わり方 | ふつう | やや消極的 | 非常に消極的 | 介護拒否 |
| ⑦他の同居介護補助者 | - | 常時あり | 随時あり | ほとんど無し |
| ⑧別居血縁者介護協力 | - | 常時あり | 随時あり | ほとんど無し |
| ⑨介護者の経済的負担 | 軽い | やや重い | 重い | 非常に重い |
| ⑩住環境 | 問題無し | 問題有り | 非常に問題有り | 住居無し |

※一人暮らし高齢者等は、上記に関わらず①から⑦までで４２点とする。

高齢者等世帯は、④について6点とする。

**４．特記事項**

|  |  |
| --- | --- |
| 特に施設入所を考慮すべき状態が認められる場合は、各施設の委員会の判断により、 その状況に応じて点数を加算することができる。  （例）  ・複数の要介護者を介護している場合  ・自宅で介護することで自営業等に大きな支障が出る場合  ・世帯経済が大きく変化した場合  ・介護者の死亡、長期入院　　等 | 合計で20点を限度とする。 |

【評価基準における状況評価上の留意事項】

**２．在宅サービスの利用度**

平成26年4月現在の利用上限単位数による例

要介護1～5の利用上限単位数の平均

＝（16,692＋19,616＋26,931＋30,806＋36,065）÷5＝26,022単位

平均の60％＝26,022単位×60／100＝15,613.2単位

平均の50％＝26,022単位×50／100＝13,011単位

平均の30％＝26,022単位×30／100＝ 7,806.6単位

**３．介護者等の状況**

1)　2.介護者が障害や疾病

「介護困難」は、介護者が障害や疾病のため、要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などADL全般の援助が困難な場合、「多少困難」は、二つ程度のADL援助ならばできる場合。

2)　3.介護者の就労

高齢等で就労不能とは、高齢、障害等のため、就労に耐えられない場合である。

3)　7.他の同居介護補助者

　「随時有り」は、週1～3日程度、「常時有り」は、週4日程度以上ある場合を目安とする。

なお、1日当たりの目安は、2時間程度以上又は頻回以上とする。

4)　8.別居血縁者介護協力

「随時有り」は、週1～3日程度、「常時有り」は、週4日程度以上の場合を目安とする。

5)　9.介護者の経済的負担

　 「非常に重い」は、生活保護世帯、「重い」は、高額介護サービス費の取扱いにおける世帯単位の上限 額における所得区分において15,000円の減額で生活保護の被保護者とならない場合の世帯、「やや重い」は、市町村民税世帯非課税あるいは24,600円の減額で生活保護の被保護者とならない場合の世帯、「軽い」は、その他の世帯。

6)　10.住環境

「非常に問題有り」は、貸家等のため住宅改修が困難、「問題有り」は、住居の構造上改修等に支障がある場合。

7)　欄外※印の一人暮らし高齢者等には、第2号被保険者である要介護者を含む。

また、高齢者等世帯の高齢者等には、第2号被保険者である要支援者・要介護者を含む。

8)　介護支援専門員が関わっていない場合などの「優先入所介護支援専門員意見書」は、他の適当な者（病院等の看護師など）の意見書に代えることができる。

**４．特記事項**

　　特記事項については優先入所対象者内での順位付けに使用するものであり、評価基準８５点以上については「１．要介護度・日常生活自立度」「２．在宅サービスの利用度」「３．介護者等の状況」の計１００点満点で判定する。